

事業総合賠償責任保険（WorldRisk®限定型）の補償内容についてのご案内

（2018年1月1日以降保険始期契約用）

のご案内では、事業総合賠償責任保険（WorldRisk®限定型）の主な保険金の概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

WorldRisk®限定型 A 特約（業務遂行・施設危険）、WorldRisk®限定型 B 特約（生産物・完成作業危険）	
保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合は、その価額を控除した額となります。なお、損害防止軽減義務または求償権保全義務を怠った場合には、防止軽減することができたと認められる額を控除してお支払いします。
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止のために支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用をいいます。
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用をいいます。
訴訟対応費用 （1 事故 300 万円限度）	損害賠償請求訴訟に対応するために裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用をいいます。
被害者治療費用 （被害者 1 名 10 万円限度） （WorldRisk®限定型 A 特約 （業務遂行・施設危険）がセ ットされたご契約のみ対象 となります。）	仕事の遂行または海外対象施設（注1）での事故により、他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者（注2）が被害者に支払う治療費用をいいます。ただし、事故日から1年以内に生じた費用に限り、なお、被保険者が損害賠償責任を負担する場合は、既にお支払した被害者治療費用を損害賠償金に充当します。

（注1）海外対象施設とは、記名被保険者（注3）が仕事の遂行のために日本国外において所有、使用または管理する次に掲げる施設をいいます。

ア. 見本市、博覧会、展示会またはそれらに類似の催事において設営されるブース、展示区画などの仮設の施設
イ. 上記ア以外の施設。ただし、記名被保険者（注3）がその施設を占有し、現実に使用している場合に限り、

（注2）被保険者とは、記名被保険者（注3）および保険の約款で規定されたこの保険の補償を受けられる方をいいます。

（注3）記名被保険者とは、この保険の補償を受けられる方のうち、保険証券に記名被保険者として記載された方をいいます。

（注4）支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。